

○	海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令案	新旧対照条文	目次
○	海上運送法施行令（昭和三十年政令第二百七十六号）（抄）（第一条関係）	—	1
○	関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）（抄）（第二条関係）	—	2
○	輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（抄）（第三条関係）	—	3
○	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）（第四条関係）	—	4
○	登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第四百十六号）（抄）（第五条関係）	—	6
○	特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（抄）（第六条関係）	—	7
○	大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（抄）（第七条関係）	—	8
○	消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（抄）（第八条関係）	—	9
○	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（抄）（第九条関係）	—	11
○	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（抄）（第十条関係）	—	12
○	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）（抄）（第十条関係）	—	13
○	新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）（抄）（第十一条関係）	—	14
○	特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）（抄）（第十二条関係）	—	15
○	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）（抄）（第十三条関係）	—	16

改正案	現行
<p>（職権の委任）</p> <p>第四条 法第四十五条の四第一項の政令で定める国土交通大臣の職権は、次に掲げる職権とする。</p> <p>一 一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、貨物定期航路事業又は不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における貨物定期航路事業及び不定期航路事業を除く。）に関する法第二章（第二十四条から第二十七条までを除く。）に規定する職権</p> <p>二 （略）</p> <p>三 法第三十三条において準用する法第二十三条第一項及び第二項に規定する職権</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（職権の委任）</p> <p>第四条 法第四十五条の四第一項の政令で定める国土交通大臣の職権は、次に掲げる職権とする。</p> <p>一 一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、貨物定期航路事業又は不定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるこれらの船舶運航事業を除く。）に関する法第二章（第二十四条から第二十七条までを除く。）に規定する職権</p> <p>二 （略）</p> <p>三 法第三十三条において準用する法第二十条第一項及び第三項に規定する職権</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（国際運送貨物取扱業者に関する要件） 第五十五条の二 法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げる者であることとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 次に掲げる者であつて、法第六十三条の二第一項の承認の申請の日前三年間において保税運送をしたことがある者</p> <p>イ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二十条第一項（貨客定期航路事業）若しくは第二十二條第一項（一般不定期航路事業）の登録（以下このイにおいて「事業登録」という。）を受けている者又は同法第二十条の二第一項前段（貨物専用定期航路事業）若しくは第二十三條第一項前段（貨物専用不定期航路事業）の規定による届出（以下このイにおいて「事業届出」という。）をした者（当該事業届出に係る同法第二十条の二第二項又は第二十三條第二項の規定による届出をしていない者に限る。）であつて、その事業登録又は事業届出の日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も早い日）から三年を経過している者</p> <p>ロ ホ （略）</p>	<p>（国際運送貨物取扱業者に関する要件） 第五十五条の二 法第六十三条の二第一項（保税運送の特例）に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げる者であることとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 次に掲げる者であつて、法第六十三条の二第一項の承認の申請の日前三年間において保税運送をしたことがある者</p> <p>イ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第十九條の五第一項前段（貨物定期航路事業の届出）又は第二十条第一項前段若しくは第二項前段（不定期航路事業の届出）の届出（以下この号において「事業の届出」という。）をした者（当該事業の届出に係る同法第十九條の五第二項又は第二十条第三項の届出をしていない者に限る。）であつて、当該事業の届出の日（二以上の事業の届出をしている場合にあつては、これらのうち最初にした事業の届出の日）から三年を経過している者</p> <p>ロ ホ （略）</p>

○ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（関税を免除する物品に係る内国消費税についての免税等の手続等） 第十三条（略） 255（略） 6 法第十三条第二項に規定する政令で定める物品は、次に掲げるものとする。 一 専ら本邦と外国との間の旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶及び専ら外国と外国との間の旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶で、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号） 第二条第二項（定義）に規定する船舶運航事業又は同条第十項に規定する船舶貸渡業を営む者により保税地域から引き取られるもの 二（略） 7（略）</p>	<p>（関税を免除する物品に係る内国消費税についての免税等の手続等） 第十三条（略） 255（略） 6 法第十三条第二項に規定する政令で定める物品は、次に掲げるものとする。 一 専ら本邦と外国との間の旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶及び専ら外国と外国との間の旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶で、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号） 第二条第二項（定義）に規定する船舶運航事業又は同条第七項に規定する船舶貸渡業を営む者により保税地域から引き取られるもの 二（略） 7（略）</p>

改正案	現行
<p>（特定船舶の特別償却）</p> <p>第五条の八 法第十一条第一項に規定する政令で定める海上運送業は、海洋運輸業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項第一号及び第四項において同じ。）<u>、沿海運輸業（本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項第二号及び第五項において同じ。）及び船舶貸渡業（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）<u>第二条第十項に規定する船舶貸渡業をいう。次項及び第三項において同じ。</u>）とする。</u></p> <p>2 6 （略）</p> <p>（登記の税率の軽減を受ける海上運送事業者の範囲等）</p>	<p>（特定船舶の特別償却）</p> <p>第五条の八 法第十一条第一項に規定する政令で定める海上運送業は、海洋運輸業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項第一号及び第四項において同じ。）<u>、沿海運輸業（本邦の各港間において船舶により人又は物の運送をする事業をいう。次項第二号及び第五項において同じ。）及び船舶貸渡業（海上運送法第二条第七項に規定する船舶貸渡業をいう。次項及び第三項において同じ。）とする。</u></p> <p>2 6 （略）</p> <p>（登記の税率の軽減を受ける海上運送事業者の範囲等）</p>

第四十三条 法第八十二条第一項に規定する政令で定める者は、本邦の港と本邦以外の地域の港との間若しくは本邦以外の地域の各港間において船舶により人若しくは物の運送をする事業又は海上運送法第二条第十項に規定する船舶貸渡業を営む者とする。

第四十三条 法第八十二条第一項に規定する政令で定める者は、本邦の港と本邦以外の地域の港との間若しくは本邦以外の地域の各港間において船舶により人若しくは物の運送をする事業又は海上運送法第二条第七項に規定する船舶貸渡業を営む者とする。

改正案	現行
<p>（船舶運航事業の許可で課税しないものの範囲） 第二十二条（略） 2 法別表第一第百三十三号（二）に規定する政令で定める許可は、次に掲げる許可とする。</p> <p>一 海上運送法第十九条の六第一項（特定旅客定期航路事業）の許可を受けている者が当該許可に係る航路に接続して航路を延長するためを受ける同項の許可で、当該延長する航路の長さが三十キロメートル未満であるもの</p> <p>二 海上運送法第十九条の六第一項の許可を受けている者が当該許可に係る航路を変更するために受ける同項の許可で、当該航路に係る起点若しくは終点又は寄港地を変更するもの（当該変更することにより航路の長さが二十キロメートル以上増加することとなるものを除く。）</p>	<p>（船舶運航事業の許可で課税しないものの範囲） 第二十二条（略） 2 法別表第一第百三十三号（二）に規定する政令で定める許可は、次に掲げる許可とする。</p> <p>一 海上運送法第十九条の三第一項（特定旅客定期航路事業）の許可を受けている者が当該許可に係る航路に接続して航路を延長するためを受ける同項の許可で、当該延長する航路の長さが三十キロメートル未満であるもの</p> <p>二 海上運送法第十九条の三第一項の許可を受けている者が当該許可に係る航路を変更するために受ける同項の許可で、当該航路に係る起点若しくは終点又は寄港地を変更するもの（当該変更することにより航路の長さが二十キロメートル以上増加することとなるものを除く。）</p>

○ 特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（契約の申込みの撤回等ができない役務の提供等）</p> <p>第十三条 法第二十六条第三項の政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供であつて、役務提供事業者が営業所等（法第二条第一項第一号に規定する営業所等をいう。以下この条及び第三十七条第四号において同じ。）以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた者から役務提供契約の申込みを受け、又はその者と役務提供契約を締結して行うものとする。</p> <p>一 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）<u>第二条第七項に規定する貨客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）又は同条第九項に規定する一般不定期航路事業として行う役務の提供</u></p> <p>二～四（略）</p> <p>別表第二（第十一条、第十二条関係）</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 海上運送法<u>第六条に規定する一般旅客定期航路事業者が同法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業として行う役務の提供及び同法第二十一条の二に規定する旅客不定期航路事業者が同法第二条第九項に規定する旅客不定期航路事業として行う役務の提供</u></p> <p>十一～四十九（略）</p>	<p>（契約の申込みの撤回等ができない役務の提供等）</p> <p>第十三条 法第二十六条第三項の政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供であつて、役務提供事業者が営業所等（法第二条第一項第一号に規定する営業所等をいう。以下この条及び第三十七条第四号において同じ。）以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた者から役務提供契約の申込みを受け、又はその者と役務提供契約を締結して行うものとする。</p> <p>一 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）<u>第十九条の六の二又は第二十条第二項に規定する事業として行う役務の提供</u></p> <p>二～四（略）</p> <p>別表第二（第十一条、第十二条関係）</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 海上運送法<u>第三条第一項の許可を受けた同法第八条第一項に規定する一般旅客定期航路事業者が同法第二条第五項に規定する事業として行う役務（同法第十九条の四第一項に規定する事業として行う役務を除く。）の提供及び同法第二十一条第一項の許可を受けた同法第二十一条の二に規定する旅客不定期航路事業者が同法第二十一条第一項に規定する事業として行う役務の提供</u></p> <p>十一～四十九（略）</p>

○ 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（抄）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなればならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>十一 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業、同項に規定する対外旅客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）又は同条第九項に規定する旅客不定期航路事業</p> <p>十二〇二十三 （略）</p>	<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなればならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>十一 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業又は同法第二十一条第一項の旅客不定期航路事業</p> <p>十二〇二十三 （略）</p>

改正案	現行
<p>（輸取出引等の範囲）</p> <p>第十七条 法第七条第一項第四号に規定する船舶又は航空機の譲渡若しくは貸付け又は修理で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項（定義）に規定する船舶運航事業（次項第一号イ及び第二号において「船舶運航事業」という。）又は同条第十項に規定する船舶貸渡業（次項第一号イ及び第二号において「船舶貸渡業」という。）を営む者に対して行われる法第七条第一項第四号の船舶の譲渡又は貸付け</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（適格請求書の交付を免除する課税資産の譲渡等の範囲等）</p> <p>第七十条の九 （略）</p> <p>2 法第五十七条の四第一項ただし書に規定する政令で定める課税資産の譲渡等は、次に掲げる課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下この項、第七十条の十二及び第七十条の十四第五項において同じ。）とする。</p> <p>一 次に掲げる役務の提供のうち当該役務の提供に係る税込価額（法第五十七条の四第一項第四号に規定する税込価額をいう。）が三万円未満のもの</p> <p>イ 海上運送法第二条第五項（定義）に規定する一般旅客定期航路事業、同条第七項に規定する貨客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。</p>	<p>（輸取出引等の範囲）</p> <p>第十七条 法第七条第一項第四号に規定する船舶又は航空機の譲渡若しくは貸付け又は修理で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項（定義）に規定する船舶運航事業（次項第一号イ及び第二号において「船舶運航事業」という。）又は同条第七項に規定する船舶貸渡業（次項第一号イ及び第二号において「船舶貸渡業」という。）を営む者に対して行われる法第七条第一項第四号の船舶の譲渡又は貸付け</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（適格請求書の交付を免除する課税資産の譲渡等の範囲等）</p> <p>第七十条の九 （略）</p> <p>2 法第五十七条の四第一項ただし書に規定する政令で定める課税資産の譲渡等は、次に掲げる課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下この項、第七十条の十二及び第七十条の十四第五項において同じ。）とする。</p> <p>一 次に掲げる役務の提供のうち当該役務の提供に係る税込価額（法第五十七条の四第一項第四号に規定する税込価額をいう。）が三万円未満のもの</p> <p>イ 海上運送法第二条第五項（定義）に規定する一般旅客定期航路事業、同法第十九条の六の二（運賃及び料金等の公示）に規定する人の運送をする貨物定期航路事業及び同法第二十</p>

及び同条第九項に規定する一般不定期航路事業（乗合旅客の運送をするものに限る。）として行う旅客の運送

ロ、ニ (略)

二・三 (略)

3 (略)

条第二項（不定期航路事業の届出）に規定する人の運送をする不定期航路事業（乗合旅客の運送をするものに限る。）として行う旅客の運送

ロ、ニ (略)

二・三 (略)

3 (略)

○ 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（抄）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定公共機関）</p> <p>第三条 法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十六（略）</p> <p>三十七 次に掲げる事業者のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）<u>第六条</u>に規定する一般旅客定期航路事業者であつて、主として長距離の旅客輸送の需要に應ずる同法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営むもの</p> <p>ニノヌ（略）</p>	<p>（指定公共機関）</p> <p>第三条 法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 三十六（略）</p> <p>三十七 次に掲げる事業者のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）<u>第三条第一項</u>の許可を受けた同法第八条第一項に規定する一般旅客定期航路事業者であつて、主として長距離の旅客輸送の需要に應ずる同法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を営むもの</p> <p>ニノヌ（略）</p>

○ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（抄）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業、同項に規定する対外旅客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）又は同条第九項に規定する旅客不定期航路事業</p> <p>十二～二十四 （略）</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業又は同法第二十一条第一項に規定する旅客不定期航路事業</p> <p>十二～二十四 （略）</p>

○ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）（抄）（第十條関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第六条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>十一 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業、同項に規定する対外旅客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするものを除く。）又は同条第九項に規定する旅客不定期航路事業</p> <p>十二〜二十四 （略）</p>	<p>（対策計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第三条 法第六条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。</p> <p>一〇十 （略）</p> <p>十一 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業又は同法第二十一条第一項に規定する旅客不定期航路事業</p> <p>十二〜二十四 （略）</p>

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十二号）（抄）（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定公共機関）</p> <p>第三条 法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。</p> <p>一、十九（略）</p> <p>二十 次に掲げる法人のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの</p> <p>イ、チ（略）</p> <p>リ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）<u>第六条に規定する一般旅客定期航路事業者</u></p> <p>ヌ 海上運送法<u>第二十条第一項の登録を受けた者又は同法第二十条の二第一項若しくは第二十三条第一項の規定による届出をした者であつて、当該登録又は当該届出に係る事業が主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間における貨物の輸送需要に応ずるものと認められるもの</u></p> <p>ル、ヨ（略）</p>	<p>（指定公共機関）</p> <p>第三条 法第二条第七号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。</p> <p>一、十九（略）</p> <p>二十 次に掲げる法人のうち内閣総理大臣が指定して公示するもの</p> <p>の</p> <p>イ、チ（略）</p> <p>リ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）<u>第三条第一項の許可を受けた同法第八条第一項に規定する一般旅客定期航路事業者</u></p> <p>ヌ 海上運送法<u>第十九条の五第一項又は第二十条第一項の規定による届出をした者であつて、その営む同法第二条第四項に規定する貨物定期航路事業又は同条第六項に規定する不定期航路事業（人の運送をするものを除く。）が主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間における貨物の輸送需要に応ずるものと認められるもの</u></p> <p>ル、ヨ（略）</p>

○ 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）（抄）（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（外国人旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設）</p> <p>第十五条 法第六十六条第二項第一号の政令で定める施設は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十九項に規定する国際航空運送事業の用に供される空港内の旅客ターミナル施設又は海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）<u>第二条第五項に規定する対外旅客定期航路事業若しくは本邦の港と本邦以外の地域の港との間における同条第九項に規定する一般不定期航路事業の用に供される港湾内の旅客施設（これらの施設のうち、外国人旅客が入国に際し次に掲げる処分に係る手続を完了するまで滞在することができる部分に限る。）とする。</u></p> <p>一・二（略）</p>	<p>（外国人旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設）</p> <p>第十五条 法第六十六条第二項第一号の政令で定める施設は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十九項に規定する国際航空運送事業の用に供される空港内の旅客ターミナル施設又は海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）<u>第十九条の四第一項に規定する対外旅客定期航路事業若しくは本邦の港と本邦以外の地域の港との間における人の運送をする同法第二条第六項に規定する不定期航路事業の用に供される港湾内の旅客施設（これらの施設のうち、外国人旅客が入国に際し次に掲げる処分に係る手続を完了するまで滞在することができる部分に限る。）とする。</u></p> <p>一・二（略）</p>

○ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）（抄）（第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定社会基盤事業） 第九条 法第五十条第一項の政令で定める事業は、次のとおりとする。 一～六 （略） 七 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）<u>第二条第六項</u>に規定する貨物定期航路事業及び同条第八項に規定する不定期航路事業のうち、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物を運送するもの 八～十四 （略）</p>	<p>（特定社会基盤事業） 第九条 法第五十条第一項の政令で定める事業は、次のとおりとする。 一～六 （略） 七 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）<u>第二条第四項</u>に規定する貨物定期航路事業及び同条第六項に規定する不定期航路事業のうち、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物を運送するもの 八～十四 （略）</p>